WIPO PCT
The International Patent System
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

PCT NEWSLETTER

https://www.wipo.int/pct/ja

2026 年 3 月号 | No. 03/2026

PCT ニュースレター日本語訳では、PCT NEWSLETTER (英語版) の翻訳を提供しています。
PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

PCT 出願件数は 2025 年も増加

PCT 制度を利用して出願された国際特許出願件数は、2025 年に世界全体で 0.7%増加して 275,900 件に到達し、2 年連続の増加となりました。

2024 年と同様、情報通信技術が特許出願の大きな割合を占めました。PCT 出願全体の 5 分の 1 以上が、デジタル通信 (11.1%) とコンピュータ技術 (9.6%) に関連しており、デジタル通信と半導体分野の出願件数はそれぞれ 6.1%増加しました。

中国は、73,718 件の出願件数を記録し (2024 年比で 5.3%増)、引き続き PCT 出願の最多出願国となりました。続く上位は、米国 (52,617 件で 3.0%減)、日本 (47,922 件で 1.0%減)、韓国 (25,016 件で 4.9%増)、ドイツ (16,441 件で 1.8%減) が占めました。

出願国上位 10 か国における 2025 年の PCT 出願件数と総出願件数に対する各国の割合は、以下の通りです (速報値)。

1.	中国	73,718	26.7%
2.	米国	52,617	19.1%
3.	日本	47,922	17.4%
4.	韓国	25,016	9.1%
5.	ドイツ	16,441	6.0%
6.	フランス	7,778	2.8%

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

7.	英国	5,809	2.1%
8.	スイス	5,012	1.8%
9.	オランダ（王国）	4,239	1.5%
10.	スウェーデン	3,857	1.4%

上位 8 か国は、2024 年と同じ順位を維持しました。オランダは 1 つ順位を上げて 9 位となり、スウェーデンは 10 位に浮上した一方で、インドは 2024 年の 9 位から 2025 年には 12 位に後退しました。

中国に拠点を置く通信企業のファーウェイ・テクノロジーズは、2025 年に 7,523 件の PCT 出願が公開され、9 年連続で PCT 出願人の首位を維持しました。続く出願人上位 10 では、さらに中国から 3 社、韓国 3 社、日本 2 社、米国 1 社が占めました。各出願人による 2025 年に公開された PCT 総出願件数は以下の通りです。

1.	ファーウェイ・テクノロジーズ（Huawei Technologies Co., Ltd）（中国）	7,523
2.	サムスン電子（Samsung Electronics Co., Ltd）（韓国）	4,968
3.	クアルコム（Qualcomm Incorporated）（米国）	3,227
4.	LG エレクトロニクス（LG Electronics Inc.）（韓国）	2,400
5.	寧徳時代新能源科技股分有限公司 （Contemporary Amperex Technology Co., Limited）（中国）	2,203
6.	パナソニック IP マネジメント株式会社 （Panasonic Intellectual Property Management Co., Ltd）（日本）	2,094
7.	LG エナジーソリューション（LG Energy Solution, Ltd）（韓国）	1,958
8.	BOE テクノロジーグループ（BOE Technology Group Co., Ltd）（中国）	1,946
9.	北京小米移动软件有限公司（Beijing Xiaomi Mobile Software Co., Ltd）（中国）	1,921
10.	三菱電機株式会社（Mitsubishi Electric Corporation）（日本）	1,835

インドのジオ・プラットフォームズ・リミテッドは、公開された PCT 出願件数が 971 件と大幅に増加したことで、世界上位 20 入りを果たしました。その他、上位 20 にランクイン又は復帰した出願人には、NTT ドコモ（日本）、ノキア・テクノロジーズ OY（フィンランド）、北京紫濤網絡技術有限公司（中国）などが含まれました。

教育分野における出願では、カリフォルニア大学が 488 件の PCT 出願公開件数で首位に立ちました。同分野の出願人上位 10 には、この他、米国の 5 つの機関に加え、中国の大学 2 校、日本と韓国からそれぞれ 1 校がランクインしました。

2025 年の PCT 出願についての詳細（全出願国の結果を含む）は、プレスリリースとアネックスをご参照下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2026/article_0003.html
(訳者注: アネックス 2 の上位出願人リストにおいて、一部集計に誤りがありました。最新の統計は、「Intellectual Property Statistics」のウェブページ下部に掲載の「PCT Statistics」のエクセル表 (XLS) をご参照ください。)

なお、国際事務局 (IB) では 2025 年に国内及び広域官庁に出願された 一部の PCT 出願はまだ受理していないため、上記は暫定値である点にご留意下さい。最終値は、本年の後半に公表される予定です。

ジュネーブ国際発明展が世界のイノベーションを紹介

第 51 回ジュネーブ国際発明展は、5 日間にわたる盛況の末、無事閉幕しました。2026 年 3 月 11 日から 15 日にかけて、発明家、投資家、一般市民がジュネーブ空港隣接の国際会議場パレクスポに集い、35 の国と地域から出展された 1,000 点を超える発明を鑑賞しました。

展示品で埋め尽くされた会場に加え、プレゼンテーションやワークショップなど充実したプログラムが提供され、子供や若者向けの様々なアクティビティも行われました。

今年の発明展では、3 万人以上の入場者を記録しました。

WIPO は今回も本発明展の後援団体の一つとなり、PCT チームのスタッフを含む同機関の職員約 50 名が会場に常駐し、参加者と交流するとともに、知的財産 (IP) 保護に関するあらゆる側面について専門的なアドバイスを提供しました。WIPO はスイス連邦知的財産機関と共同ブースを出展し、WIPO の職員たちは会場内を巡回して出展者や来場者と交流を行いました。

本発明展での WIPO 賞は、電車部品に接触せずに音響技術を用いて監視を行う Acoustic GearGuard テクノロジーを開発した、香港特別行政区の MTR Corporation Ltd に授与されました。

本発明展に関する詳細は、以下の URL からアクセス可能です。

https://www.wipo.int/en/web/pct-system/w/news/2026/wipo-connects-with-innovators-at-the-2026-international-exhibition-of-inventions-geneva

https://www.inventions-geneva.ch/en/home-en/

国際女性の日を記念して、知財分野のリーダーたちが女性イノベーターへの支援を呼びかける

WIPO は、世界中の多くの知的財産庁と連携し、女性や少女たちがクリエイティビティ、イノベーション、知的財産の分野で活躍する機会を広げるためのさらなる取り組みを呼びかけました。

3 月 8 日の国際女性の日を記念して発表された共同声明の中で、署名した知的財産庁は、知的財産制度を利用しやすくすること、女性が自らの成果の商業的利益を所有し管理できるようにする必要性を強調しました。

知財エコシステムにおいて、女性の存在感は依然として低いままです。WIPO の世界知的財産指標 2025 によると、2024 年に公開された PCT 出願に記載された発明者のうち、女性が占める割合はわずか 18% でした。多国の政策立案者は、社会的公正の向上、女性の能力を発揮できる機会の創出、そして経済成長と持続可能な開発の推進に向けた取組みの重要な一環として、男女格差の解消を目指しています。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

共同メッセージは以下の URL に掲載されています。

https://www.wipo.int/documents/d/women/docs-en-2026-international-womens-day-ipos-joint-message.pdf

女性と知財に関するより詳しい情報（様々なイニシアチブの詳細を含む）は、以下の URL からアクセス可能です。

https://www.wipo.int/en/web/women

リマインダ – スタートアップ・中小企業が対象の WIPO グローバル・アワード 2026 の募集

今年の WIPO グローバル・アワードへの応募はまだ受け付けています。締め切りは 2026 年 3 月 31 日です。

本アワードは、知的財産を活用して事業を成長させ、社会にプラスの影響を与えているスタートアップ企業や中小企業を称えるものです。様々な分野から選ばれるスタートアップ企業 5 社と中小企業 5 社に 10 の企業賞が授与されるほか、スポーツ分野の中小企業 1 社に（WIPO 世界知的財産の日 2026 のテーマに呼応して）テーマ別の賞が授与されます。さらに、「最優秀女性起業家賞」と「最優秀若手起業家賞」の 2 つの特別表彰も設けられています。

あらゆる産業分野と世界のあらゆる地域の起業家が応募でき、応募書類はアラビア語、中国語、英語、フランス語、スペイン語、ロシア語で受け付けています。

受賞者は WIPO - 国連ネットワークを通じた国際的な認知を得るとともに、知財戦略・商業化・事業成長に関するカスタマイズされた 6 か月間のメンターシップが提供されます。また、2026 年 7 月に開催される WIPO 総会期間中にジュネーブで行われる授賞式を含め、受賞者には、世界中の投資家、企業、機関、ビジネスハブと交流する機会も設けられます。

詳細は、以下の URL からアクセス可能です。

www.wipo.int/en/web/awards/global

PCT 特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）試行プログラム

オーストリアと中国間、チェコと中国間の PPH 試行プログラム

この度、2 つの特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラムが延長されました。チェコと中国間の試行プログラムは、2026 年 1 月 1 日から 2028 年 12 月 31 日まで 3 年間延長され、オーストリアと中国間の試行プログラムは、2026 年 3 月 1 日から 2031 年 2 月 28 日まで 5 年間延長されました。

詳細は、以下の URL に掲載されています。

https://english.cnipa.gov.cn/art/2025/12/30/art_1340_203388.html

https://upv.gov.cz/en/ip-rights/inventions-and-patents/cooperation-programs-and-bilateral-agreements

https://english.cnipa.gov.cn/art/2026/3/2/art_3090_204815.html

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

https://www.patentamt.at/en/all-news/news-detail/artikel/patent-prosecution-highway-mit-china-bis-2031-verlaengert

国際出願の電子出願と処理

国立特許庁対外貿易産業財産局（バーレーン）が電子形式による国際出願の受理及び処理を開始

受理官庁としての国立特許庁対外貿易産業財産局（バーレーン）は、PCT 規則 89 の 2.1(d) 及び 89 の 2.2 に基づき 2026 年 10 月 1 日より、電子形式による国際出願の受理と処理を開始する旨を国際事務局（IB）に通知しました。当局は、ePCT 出願を利用して電子形式で提出される国際出願を受理します。適用される手数料表の項目 4 に表示された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。

電子形式による国際出願の提出に関する当局の要件や運用を含む通知は、2026 年 3 月 19 日付の公示（PCT 公報）に掲載されました。

https://www.wipo.int/en/web/pct-system/official-notices/index

（PCT 出願人の手引 附属書 C（BH）が更新されました）

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス（DAS）

（訳者注: 当サービスに関する一般説明）PCT 出願人は、WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス（DAS）を利用することで、自ら認証謄本を提供したり又は（受理官庁による）提供を手配する代わりに、国際事務局（IB）に対し優先権書類として使用する先の出願の謄本を DAS から取得するよう請求することができます。当サービスを活用するには、先の出願が提出された官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は、DAS 提供庁である必要はない点にご留意下さい。

特許商標庁（サンマリノ）が DAS 取得庁・提供庁として運用を開始

特許商標庁（サンマリノ）は、2026 年 5 月 1 日より、WIPO DAS の取得庁・提供庁の双方として運用を開始する旨を IB に通知しました。詳細は、該当する DAS に関する通知をご利用下さい。

https://www.wipo.int/en/web/das/participating-offices/search-details?territoryId=158

PCT アップデート

EG: エジプト（官庁名及び電子メールの変更、手数料の変更）

エジプト特許庁は、以下の通り、自庁名と電子メールを変更した旨を国際事務局（IB）に通知しました。

官庁名:	エジプト知的財産機関
電子メール:	patinfo@egypo.gov.eg（PCT 関連） egypa-info@egypo.gov.eg

同庁はまた、自国の法令において外国特許庁への国際出願を制限していない旨を IB に通知しました。

（PCT 出願人の手引 附属書 B（EG）が更新されました）

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

ID: インドネシア (微生物及びその他の生物材料の寄託機関)
JP: 日本国 (手数料)

2026 年 5 月 1 日より、PCT 手数料表に表示されている、日本国特許庁に支払う国際出願手数料、30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料、手数料表項目 4 に記載されている電子出願の減額 (該当する場合) と取扱手数料の日本円での換算額が変更になります。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (JP)、E (JP) が更新されました)

KR: 韓国 (官庁名の変更)

知識財産処 (MOIP) (韓国) は、以下の通り、自庁名を変更した旨を IB に通知しました。

官庁名: 韓国知識財産処 (MOIP)

(PCT 出願人の手引 附属書 B (KR) が更新されました)

MN: モンゴル (電子メールの変更)
UY: ウルグアイ (官庁名の変更)

国立産業財産局 (DNPI) (ウルグアイ) は、以下の通り、自庁名を変更した旨を IB に通知しました。

官庁名: 国立産業財産ソフトウェア登録局 (DNPIRS) (ウルグアイ)

(PCT 出願人の手引 附属書 B (UY) が更新されました)

国際調査に関連する調査手数料及びその他の手数料 (一部の官庁)

2026 年 4 月 1 日より、北欧特許機構が行う国際調査について、調査手数料と追加調査手数料の額が、14,080 デンマーククローネに変更になります。

同じく 2026 年 4 月 1 日より、スウェーデン知的財産庁 (PRV) が行う国際調査について、調査手数料と追加調査手数料の額が、19,950 スウェーデンクローナに変更になります。

2026 年 3 月 1 日から 3 月 31 日まで、欧州特許庁 (EPO) が行う国際調査の調査手数料について、オーストラリアドル (AUD) での換算額が新しくなります。

2026 年 4 月 1 日より、以下の官庁が行う国際調査について、以下に記載した通貨で支払う換算額が変更になります。

オーストリア特許庁	スイスフラン、韓国ウォン、シンガポールドル、米国ドル、南アフリカランド
フィンランド特許登録庁 (PRH)	スイスフラン、米国ドル
北欧特許機構	スイスフラン、ユーロ、アイスランドクローナ、ノルウェークローネ、スウェーデンクローナ、米国ドル

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

スペイン特許商標庁 スイスフラン、米国ドル

スウェーデン知的財産庁 (PRV) スイスフラン、デンマーククローネ、ユーロ、アイスランドクローナ、ウェークローネ、米国ドル

ヴィシェグラード特許機構 (VPI) スイスフラン、ハンガリーフォリント、米国ドル

2026 年 5 月 1 日より、以下の官庁が行う国際調査について、以下に記載した通貨で支払う換算額が変更になります。

オーストラリア特許庁 韓国ウォン、米国ドル

インド特許庁 スイスフラン

日本国特許庁 (JPO) スイスフラン

韓国知識財産処 (MOIP) オーストラリアドル

米国特許商標庁 (USPTO) 南アフリカランド

新料金は手数料表 I(b) に記載されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (AT、AU、EP、ES、FI、JP、KR、SE、US、XN、XV) が更新されました)

補充調査手数料 (一部の官庁)

2026 年 4 月 1 日より、スウェーデン知的財産庁 (PRV) が行う補充国際調査について、スイスフランで支払う額が 1,734 スイスフランに変更になります。

同日付で、以下の官庁が行う補充国際調査の補充調査手数料について、以下に記載した通貨で支払う換算額が変更になります。

欧州特許庁 (EPO) スイスフラン

フィンランド特許登録庁 (PRH) スイスフラン

北欧特許機構 スイスフラン

トルコ特許商標庁 (TÜRKPATENT) スイスフラン

ヴィシェグラード特許機構 (VPI) スイスフラン

新料金は手数料表 I(b) に記載されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 SISA (EP、FI、TR、XN、XV) が更新されました)

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

PCT 関連資料の最新/更新情報

PCT 出願人の手引: 中国語版 eGuide の機能拡張バージョン

WIPO は、PCT 出願人の手引 (PCT 制度に関する有益な情報を網羅した資料) の中国語による本文部分の機能拡張バージョンを公表しました。

最新版では、手引一般部分の 2 つを構成する国際段階と国内段階の概要について、従来提供されている PDF バージョンに加え、HTML バージョン (eGuide) も収録され、ユーザが資料を利用しやすくなりました。

今回の変更は、索引や検索機能などを改善することで、幅広いデジタルデバイスに対応できるよう手引を最適化するための継続的なプロセスの最新の取組みです。一般部分の HTML バージョン (eGuide) は、すでに英語、フランス語、日本語、スペイン語、ロシア語で利用可能であり、韓国語版は現在準備中です。

eGuide へは、以下の URL からアクセス可能です。

> https://www.wipo.int/en/web/pct-system/guide/index
> (訳者注: 日本語版 eGuide のご利用は、上記ウェブサイトの Introduction to the International Phase と Introduction to the National Phase のリンク右横から日本語を選択して下さい)

今後も更なる機能拡張が予定されています。ご意見・ご提案は、以下の電子メール宛にお寄せ下さい。

> pct.legal@wipo.int

利用可能な PCT 研修

ディスタンスラーニングコース:「特許協力条約入門」の受講受付け

WIPO アカデミーが提供するディスタンスラーニングコース (遠隔学習) の特許協力条約入門 (DL101PCT) では、PCT 制度の概要と基本事項を紹介します。本コースは無料で、PCT10 公開言語 (訳者注: 日本語を含む) での受講が可能です。本コースは自主学習形式で、理解度や進度を測るテストが設けられています。コース全体の所要時間は約 4 時間です。14 章から成る全てのコースを修了すると、コース修了証がダウンロードできます。受講登録は、2026 年 1 月 15 日から 2026 年 12 月 12 日まで、以下の URL から行って下さい。

> https://welc.wipo.int/acc/index.jsf

実務アドバイス

国際調査機関が発明の単一性が欠如していると判断した場合の選択肢と帰結

Q: 国際調査機関 (ISA) は、私が提出した PCT 出願は発明の単一性の要件を満たしていないと判断しました。ISA からは、一部分の調査結果と 1 か月以内に追加手数料を支払う求め (様式 PCT/ISA/206) が送付されました。私は ISA の判断に同意できません。この判断に対処するには、どのような選択肢があるでしょうか？

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

A: PCT 出願は、一の発明又は単一の一般的発明概念を形成するように連関している一群の発明についてのみ行うものでなければなりません (PCT 第 3 条(4)(iii)、第 17 条(3)(a)、PCT 規則 13.1)。PCT 用語では、これを「発明の単一性」と呼んでいます。国際出願が発明の単一性の要件を満たしているかの決定は、PCT 実施細則 附属書 B に記載されている発明の単一性の解釈に従って行われなければなりません (実施細則第 206 号)。ISA が、国際出願は当要件を満たしていないと認めた場合には、まず、請求の範囲に最初に記載されている発明 (「主発明」) に関連する国際出願の部分について調査を行います。それに加えて ISA は、PCT 第 17 条(3)(a) に基づき、調査が行われていないその他の各発明について、出願人に対し追加手数料を支払うよう求めます (様式 PCT/ISA/206)。

出願人が受領した追加手数料支払いの求めには、国際出願が発明の単一性の要件を満たしているとは認められない理由、支払うべき追加手数料の額と、求めの日付から 1 か月である手数料の支払期日が明記されています (PCT 規則 40.1)。なお、ISA には国際調査報告と見解書の作成期間が定められているため、追加手数料の支払期間は厳守しなければならず、通常は延長できません (PCT 規則 42 及び 43 の 2.1(a))。出願人が、ISA に追加の発明の調査を希望する場合には、出願人は、所定の期間内に手数料を支払わなければなりません。

出願人が、ISA による発明の単一性の欠如の決定に同意できず、その判断に対して異議を申し立てる場合には、ISA に対して異議申し立ての上で調査を発明について、追加手数料を支払う必要があります (PCT 規則 40.2(c))。異議申立てとは、出願人が、国際出願が発明の単一性の要件を満たしている旨又は要求された追加手数料の額が過大である旨を主張するために提出する陳述書です。言い換えれば、出願人が、請求された追加手数料の額に比べて、発明又は発明群の数が少ないと考えていることを示すものです。ISA によっては、異議申立手数料を徴収することがあります (PCT 規則 40.2(e))。その場合、ISA は、追加手数料支払いの求めにおいて異議申立手数料を徴収している点も明記し、出願人は、求めの受領後 1 か月以内に当手数料を支払わなければなりません。当手数料を徴収している ISA については、PCT 出願人の手引の附属書 D に適用される調査手数料と異議申立手数料の額が掲載されています (全ての ISA が当手数料の支払いを要求しているわけではありません)。

適用される異議申立手数料が期間内に支払われた場合、異議申立ては、ISA 内に設置される検査機関が審理するものとし、当機関が、異議申立てが正当であると結論付けた場合には、異議申立手数料[1]を含む手数料の全額又は一部を出願人に払い戻すよう命じます。また、出願人は、異議や当該異議についての決定の書面を指定官庁に通知するよう請求することもできますが、各指定官庁が要求するそれらの書面の翻訳文を提出しなければなりません (PCT 規則 40.2(c))。

ISA は、主発明と、追加手数料が期間内に支払われた他の発明に関連する国際出願の部分について、国際調査報告を作成します (PCT 第 17 条(3)(a))。期間内に追加手数料が支払われない限り、ISA は、自身の見解において主発明の一部ではないと判断する請求の範囲については調査を行いません。それにもかかわらず、調査の対象とならなかった請求の範囲をはじめとする全ての請求の範囲が、公開される国際出願に含まれ、国内段階移行する出願の一部となります。また、国際段階では、国際出願を分割することはできない点にもご留意下さい。

[1] 個別の発明ごとに追加手数料の支払いが必要となりますが、追加調査手数料の支払いを求められた数にかかわらず、(該当する場合) 異議申立手数料の支払いは一回のみとなります。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

追加手数料が支払われない場合、通常、国際段階において、主発明に関連しない請求の範囲について調査を受ける他の手段はありません。国際予備審査機関 (IPEA) は、調査が行われていない請求の範囲を審査する義務を負わず (PCT 規則 66.1(e))、実務上そのような審査は行われません。同様に、補充調査のために指定された機関 (SISA) は、国際調査の対象とならなかった請求の範囲を補充調査から除外することができることから (PCT 規則 45 の 2.5(d))、PCT 規則 45 の 2 に基づく補充国際調査を請求したとしても、全ての請求の範囲が調査されるわけではありません。

未調査の請求の範囲に関する帰結は、適用される国内法令によって異なります。指定国の国内法令は、指定官庁 (訳者注: 当該指定国の国内官庁) が、ISA による発明の単一性の欠如の決定を正当であると判断する場合には、調査が行われなかった国際出願の部分は、当該指定国における効果に関する限り、出願人が指定官庁に特別手数料を支払った場合を除くほか、取り下げられたものとみなすことを定めることができます (PCT 第 17 条(3)(b))。パリ条約第 4 条(G) に基づき、指定国は、出願人に対し、特許出願を分割出願に分割して、その際、元の出願日を維持し優先権の利益があるときはこれを維持する権利も付与しなければなりません。但し、国内法令において、特許出願の分割が認められる条件を定めることができます。具体的な国内要件の詳細は、PCT 出願人の手引より各官庁の「国内編」をご参照下さい。

追加の情報は、過去の PCT ニュースレター以下の号の実務アドバイスに掲載されています。

- 2021 年 6 月号: 国際調査機関 (ISA) による発明の単一性の欠如の判断に対処する手段
- 2013 年 7 月号: 発明の単一性が欠如しているとの認定に対処するための国際出願の補正
- 2008 年 9 月号: (i) 国際予備審査及び (ii) 国内段階において、発明の単一性が欠如していると認められた場合の結果
- 2008 年 8 月号: 発明の単一性が欠如していると ISA が判断した場合の結果

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY